

伊那市立中学校部活動の地域移行協議会設置要綱を次のように定めます。

令和 6 年 9 月 2 5 日

伊那市教育委員会 教育長 福與 雅寿

伊那市立中学校部活動の地域移行協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 少子化の下において、伊那市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒がスポーツ、文化芸術活動等を継続して親しむ機会の確保並びに学校部活動の地域クラブ活動への移行を検討するため、伊那市立中学校部活動の地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 市立中学校の部活動の地域クラブ活動への移行に係る方向性及び方策に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、部活動の地域クラブ活動への移行に関し必要な事項
(組織)

第 3 条 協議会は、委員 4 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 地域スポーツ団体、地域文化芸術団体等の代表者

(3) 中部 P T A 連合会の代表者

(4) 市立中学校長

(5) 前 1 号から 4 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の 3 月 3 1 日までとし、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会には、会長 1 人、副会長若干名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は専門的な事項を検討するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属する委員は、会長が指名する。

3 専門部会には、部会長1人、副部会長若干名を置く。

4 部会長及び副部会長は、当該専門部会に属する委員の互選により選出する。

5 部会長は、専門部会を掌理し、当該専門部会の検討の進捗状況及び結果を、会長に報告する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 前各号に定めるもののほか、専門部会に関して必要な事項等は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、伊那市教育委員学校教育課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この告示は、令和6年9月25日からする。